

## 就学奨励事業のお知らせ

東京都教育委員会

## 就学奨励事業とは

就学奨励事業は、特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するもので、保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。

## 支弁区分の認定とは

就学奨励費は、保護者の負担能力の程度（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁区分を認定し、これに応じて支給されます。支弁区分は、次の四つに分かれています。

支弁区分	世帯の収入状況等	支給の概要
I 段階	①生活保護受給世帯 ②住民税非課税世帯 ③所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯	各経費の限度額の範囲内で、 <b>実費の全額</b> を支給
II 段階	所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯	各経費の限度額の範囲内で、 <b>実費の半額</b> を支給（教科用図書、通学費等一部の経費については全額）
III 段階	①III段階を選択した世帯 ②所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯	教科用図書購入費、通学費、交流学习交通費等 <b>一部の経費のみ</b> 支給
施設等	児童福祉施設等に措置入所している児童・生徒	ICT機器購入費（新入生用端末）、校外活動等参加費、補助教材費の <b>一部の経費のみ</b> 支給

## 支弁区分の目安

支弁区分は、次の表の世帯の所得額と世帯状況を参考にしてください。

実際の認定は、世帯構成や人数等により異なりますので、あくまで目安としてください。

※ ここでいう所得額とは、令和5年度に納付すべき都道府県民税及び区市町村民税の課税の基礎となった、世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）の合計額から、社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親又は寡婦控除の控除額の合計額を引いた金額をいいます。

支弁区分	世帯の状況（カッコ内は年齢を示す。）					
	親(44) 子(13)	親(44) 親(41) 子(13)	親(44) 子(13) 子(11)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11) 子(5)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11) 子(16)
I 段階	約278万円以下	約358万円以下	約362万円以下	約437万円以下	約488万円以下	約516万円以下
II 段階	約463万円以下	約598万円以下	約604万円以下	約729万円以下	約813万円以下	約860万円以下
III 段階	約464万円以上	約599万円以上	約605万円以上	約730万円以上	約814万円以上	約861万円以上

※ この表は、令和5年度基準によるものです。基準は変わることがあります。

このお知らせの内容は、令和5年1月時点のものです。

今後の制度改正等により、支給対象経費や限度額等に変更が生じる場合は別途お知らせします。